八尾市時報
発行所　八尾市役所
編集兼発行人　三上幸寿
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　26,000
定価　1部 5円

十六日から自動電話に

八尾―大阪 〇六
大阪―八尾 〇二九

市外局番号

八尾電報電話局では、市役所南側へ昨年六月新局舎の建設に着手され、本年二月局舎の建設も終り、本月一日を期して窓口業務は新庁舎へ移りましたが、いよいよ今月十六日から市内の電話はすべて待望の自動式電話に切替ります。

これまで八尾市内でありながら一式電話になりますと、通話料金は他局であつた堅智、千塚の電話全部と柏原、河内又び川辺局の一部がこれにより八尾局一本となり、大阪（守口、布施、吹田、尼崎を含む）豊中、奈良、大和高田へはダイヤルを、廻すだけで、直接通話ができるようになります。自動式電話になりますと、通話料金は度数制となり通話毎に局のメーターで計算される結果、市内通話一回につき七円、大阪局との通話一通話二十一円となります。

電話のかけ方

市内通話は局番がありませんから先方の電話番号をたしかめて、送受器を外し、ツーツーという音を聞いてから、電話番号を確実に廻して下さい。ツーツーという音が聞えますと相手を呼んでいますから相手が出るまで待つて下さい。プープーという音が聞える時は、話中ですから送受器を一旦かけ、しばらくしてからかけなおして下さい。

市外通話

自動即時通話、即時通話、待時通話の三つに分れ、自動即時通話は自分でダイヤルを廻して直接相手を呼び出す方法で、例えば大阪局を呼ぶ場合、市外局番号〇六を廻し、続いて局番、電話番号を廻して下さい。自動即時通話局とその市外局番号は次の通り。

通話先	市外局番号
大阪	06
中田	072
堺	076
丹塚	022
良田	078
高尾	079
池	042
伊宝奈	045
大和八	029

自動即時通話で市外との話中にビービーという短かい音が聞えることがありますが、これは間もなく一通話が終ることを知らせる合図です。

即時通話

申込んでそのまま待つていると局でつないでくれるもので東京と名古屋の二局が即時通話局です。申込みは一〇三を廻わしますと交換係が出ますから相手先の番号をいつて下さい。

待時通話は申込み後一旦切つて待つものです。自動即時通話、即時通話局以外の局全部です。申込みは一〇六番です。

この外の非常番号は次の通り。

非常用
〇警察＝犯罪など緊急　一一〇番
〇火災＝火事、救急事件　一一九番
局用
〇番号案内＝八尾、大阪、吹田、布施、守口、尼崎、豊中の電話番号の問合せ　一〇四番
〇市外案内＝その他の局の電話番号調べ及び通話取消変更その他市外通話の案内　一〇五番
〇故障係＝故障など連絡　一一三番
〇電話加入の問合せ　三一一一番
〇市外通話の苦情　06 45七〇〇一
〇電報の問合せ　三四一一番
特殊サービス
〇時報を聞くとき　一一七八番
〇気象を聞くとき　一一七七番
〇電報申込み　一一五五番

人権相談

ところ　八尾市役所人権擁護相談室
とき　六月十九日（二時～四時）

お互に人権を尊重し、明るい社会を築きましょう。人権を犯されて困つている人はご相談下さい。

合併によつて旧紀地区の人権擁護委員米沢保氏（弓削四五四番地）が、市の委員となられました。今後は四委員が相談に応じられます。（相談者の秘密は固く守つています）

曙川簡易水道完成

水道業務状況公表

高安も六月末に竣工

八尾市告示三四号
地方公営企業法第四十条第一項並びに八尾市公営企業の「業務状況」の作成及び公表に関する条例の定めるところにより、八尾市水道企業の業務状況を公表する。
昭和三十二年五月三十日
八尾市長　脇田幾松

◇概況

（一）総括事項

地方公営企業法の適用を受けて以来、ここに二カ年を経過したが建設改良事業の進捗に伴い、資金繰りも楽観を許されない状態となつて今日にいたつた。曙川簡易水道布設事業は総工費二六〇万円を以て三十一年十二月着手、三十二年三月完成した。高安簡易水道布設事業はその大部分を竣工したが資材入手難、製作工程の複雑化による設計変更及び気象上の関係により、水源地内の隔鉄装置その他附属工事の完成を見ることができなかつた。従つてこの工事四、四六一、九六七円は止むを得ず三十二年度に繰越したが六月末日迄に竣工の予定である。

その他合併地区における給水工事は、ほとんど完了し、給水人口は昨年に比し九、七六五人（一六・七％）、十月以降七、七一五人（一二・七％）の増加となつた

（二）議決事項

八尾市上水道事業会計第一回補正予算の件（三十一年十二月二十七日）。八尾市上水道事業会計第二回補正予算の件、昭和三十二年度八尾市水道事業会計予算の件（三十二年三月二十八日）

（三）行政官庁認可事項

三十一年十二月曙川簡易水道布設事業が補助対象事業として認可された。

（四）職員に対する事項

定数五〇名。現在職員数六七名（実員九名、その他職員三三名、従業員二五名）

◇工事

（一）建設工事の概況

△曙川簡易水道工事（単位円）

塩素滅菌装置　一二一、五〇〇
配水管布設工事　二、四八〇、五三二

高安地区の給水開始

まず六月一日から五百戸に

当市の山手、高安地区（一三〇〇戸）の給水については、同地に簡易水道を設けることとなり、一昨年夏着工、近く完成の予定ですが、これに先かけて、万願寺の府営水道浄水を給水するため、本年二月末から両地区の間に配水管を布設、この程完成しましたので、六月一日から同地区約五〇〇戸には給水を始めました。

これは府の浄水を同水源地の配水槽に一たん入れ、ここで圧を加えて給水するもので、当市の最高地（海抜一〇〇米）家庭にも給水することができることになりました。また、同水源地は五月三十一日第二期工事に着手し、六月末には竣工する見込みで、完成すれば高安地区全家庭に給水することができます。（写真は高安水源地）

なお、新しく給水される家庭に対しては水道使用上の注意書をおくばりしましたが、漏水、その他の事故がありましたら高安出張所か、水道事業所へご連絡下さい。

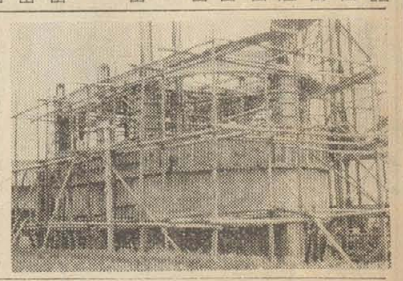

昭和三十一年度上水道事業損益計算書

（31年10月1日～32年3月31日）　単位円

営業収益	37,376,258	(6)業務費	2,100,192
(1)料金収入	26,691,480	(7)減価償却費	1,567,278
(2)手数料収入	256,804	営業利益	5,454,121
(3)工事収入	10,421,574	営業外収益	213,234
(4)雑収入	6,400	(1)受取利息	85,913
営業費用	31,922,137	(2)雑収入	127,321
(1)原水及浄水費	13,496,035	当期総利益	5,667,355
(2)水質試験費	287,209	営業外費用	2,413,327
(3)配水事務費	1,766,562	(1)支払利息	2,413,327
(4)給水工係費	8,624,346	当期純利益	3,254,028
(5)総係費	4,080,515		

昭和三十一年度上水道事業貸借対照表

（昭和32年3月31日現在）　単位円

資産の部		負債の部	
固定資産	151,681,706	固定負債	1,850,000
(1)有形固定資産	137,085,236	(1)長期借入金	1,850,000
(イ)土地	3,552,364	流動負債	9,338,823
(ロ)建物	5,140,150	(1)未払金	8,770,945
(ハ)構築物	90,054,234	(2)前受金	467,878
(ニ)機械及装置	26,437,724	(3)その他流動負債	100,000
(ホ)車両運搬具	1,102,178	負債合計	11,188,823
(ヘ)工具器備品	1,158,522	資本の部	
(ト)建設仮勘定	9,640,064	資本金	146,672,916
(2)無形固定資産		(1)自己資本金	71,770,542
原水及浄水受給権	14,556,470	(2)借入資本金	74,902,374
(3)投資		(イ)企業債	73,302,374
投資有価証券	40,000	(ロ)繰入金	1,600,000
流動資産	20,319,295	剰余金	14,139,262
(1)現金預金	4,971,531	(1)資本剰余金	7,035,000
(2)未収入金	9,974,260	(イ)補助金	5,300,000
(3)貯蔵品	5,370,664	(ロ)受贈資産寄付金	1,735,000
(4)前払費用	2,840	(2)利益剰余金	7,104,262
資産合計	172,001,001	(イ)当期純利益	7,104,262
		資本合計	160,812,178
		負債資本合計	172,001,001

◇業務

（一）事務量

受水量	一、七二八、三五三
自己原水	九、四九六
府原水	八九二、九一八
府浄水	四九七、六七〇
一日平均	三六三、七三〇
配水量	九、八八〇
一日平均	一、七二八、三五三
給水人口	九、四九六
給水戸数	六八、〇七五
給水栓数	一四、七九九
量水器	一三、五九八
	一一、三五一

（二）事業収入に関する事項（円）

営業収益	三七、五八九、四九二
営業外収益	二一三、二三四
計	三七、五八九、四九二

（三）事業費に関する事項（円）

営業費用	三一、九二二、一三七
営業外費用	二、四一三、三二七
計	三四、三三五、四六四

◇会計

（一）重要契約の要旨

△物品購入契約（二〇万円以上）

日生機械商事　二四九、〇〇〇
（水量メーター検査機一台）
高野精密工業　七二五、〇〇〇
（量水器五〇〇個）　二八三、〇〇〇
岩谷商業

（二）改良及び保存工事の概況

配水管工事二、五〇三、〇九七

◇業務

（一）事務量

（単位立方米）

受水量	一、七九八、一五九
自己原水	八九二、九一八
府原水	四九七、六七〇
府浄水	三六三、七三〇
一日平均	九、八八〇

給水人口　六八、〇七五
給水戸数　一四、七九九
給水栓数　一三、五九八
量水器　一一、三五一

（二）事業収入に関する事項（円）

営業収益	三七、五八九、四九二
営業外収益	二一三、二三四
計	三七、五八九、四九二

（三）事業費に関する事項（円）

営業費用	三一、九二二、一三七
営業外費用	二、四一三、三二七
計	三四、三三五、四六四

◇会計

（一）重要契約の要旨

△物品購入契約（二〇万円以上）

日生機械商事　二四九、〇〇〇
（水量メーター検査機一台）
高野精密工業　七二五、〇〇〇
（量水器五〇〇個）　二八三、〇〇〇
岩谷商業

（二）企業債及一時借入金の概況

△企業債

高安簡易水道布設工事に対する企業債許可額二百万円は三月三十一日現在収入未済であるが、決算上未収入金として計上した。

当期許可額二、〇〇〇、〇〇〇
当期償還額二、九五三、九〇四
当期繰越未償還額　七三、三〇二、三七四

△一時借入金

当期償還額二、〇〇〇、〇〇〇

◇附帯事業（給水工事概況）

新設増設工事

九、七八七、六三九	
修繕工事	四二二、三五一
計	一〇、二〇九、九九〇

恩智いちご 最盛期

当市の特産品〝恩智いちご〟の初出荷は先月十二日に約四百箱（一段積み）を出荷、五月末からの最盛期に入り毎日約六千箱の出荷を続けています。

恩智いちごは朝取りの清浄いちごとして名高く主に東大阪一帯と堺方面に送られ、食用にまたジャム用に供されています。この地区では二百戸の農家が約二十町歩にいちごを作付し、肥料も共同で購入し油かす、骨粉、隣酸等の混合の率なども当市経済課と研究し、出荷も共同出荷の方法をとつています。

本年は冬期の異状乾燥のため、出足が一週間ほど遅れ、品種によつては、約三割の不作ですが、全体としてはほぼ平年作になる模様です。（写真はいちご畑で箱詰されるいちご）

人事異動

任技師補（水道）　中井こつる　―五月十七日付―
依願免職　中畠利治
命看護婦　同
命養老院勤務　同
事務員　石橋英一（土木）　同
金井律夫（衛生）　同
高橋隆（税務）　同
片岡俊吉（総務）　同
秋月春雄（広報）　同
松井一雄（同）　同
山中孝一（福祉）　同
阪本武夫（税務）　同
竹末武明（経済）　同
乾亮（経済）　同
山村光子（福祉）　同
田口文子（徴税）　同
日吉利夫（病院）　同
菅野喜一郎（同）　同
広川尚道（福祉）　同
木山丈司（同）　同
武藤誠一（水道）　同
佐々木茂（同）　同
吉村勝（同）　同
山崎昌明（税務）　同
巽年夫（同）　同
宮代純（福祉）　同
辻幸子（経済）　同
任主事補　阪口和隆（経済）　同
技術員　古沢靖之（同）　同
任技師補　―六月一日付―

八尾市の人口

（5月1日現在）

総人口	108,922
男	53,651
女	55,271
世帯数	23,842
面積（平方粁）	41.05

告示第三五号

八尾市職員之証等の無効公告について

左記の本市発行の証明書四通は昭和三十二年五月二十四日以後無効とする。

昭和三十二年五月三十一日

八尾市長　脇田幾松

記

一、八尾市職員之証第九六号
昭和三十年十二月一日発行
二、市税徴税更員証第三一号
昭和三十二年四月一日発行
三、市税滞納者財産差押証第八号
昭和三十二年四月一日発行
四、市税犯則事件調査更員証第八号
昭和三十二年四月一日発行

〝詐欺〟に注意

当市久宝寺で遺族扶助料の証書をだまして取つていつた事件がありました。これは去る二十九日午前十一時頃、久宝寺二四四〇番地の旅野留吉氏方を訪れ、恩給が増額されたのでお宅の証書を書きなおすからといつて持ち帰つたものです。

恩給証書などをお持ちの方はこのようなことで欺まされて証書をわたさないようにご注意下さい。

人権を尊重しよう
法施行八周年目です

今年は人権擁護委員法が生れて八周年目にあたりこれを記念して大阪法務局では、大阪第一人権擁護委員協議会、大阪市などと共催で、去る五月末に記念講演を行いました。

人権擁護委員法は、昭和二十四年五月三十一日に施行され、この法によつて、当市には現在、武田京三、池田智、上田由松、米沢保の四氏が人権擁護委員として、基本的人権の擁護と、自由人権思想の高揚に当つておられます。特に当市では、各委員が人権問題について、委員宅で随時相談していただくと共に、毎月第三水曜日を定例相談日と定め、市役所で、午後二時から人権問題の相談に当つて下さいます。

最近は人権思想も普及しましたがこれをはきちがえている人もあるようです。基本的人権の尊重とは、人は生れながらに自由であり平等であり、侵すことのできない人間としての尊い権利をもつていること、そしてお互がこの権利を侵さないようにすることです。

人権擁護委員法八周年に当つて各自があらためて、基本的人権の尊重ということについて考え、自由人権思想を育てていくようにしたいものです。

池田委員受彰

去る五月二十四日、広島市平和記念館で開かれた、第五回全国人権擁護委員連合総会で、当市の人権擁護委員、池田智氏が表彰を受けられました。

メートル法を使いましょう

今月七日は計量記念日ですが、皆さんはメートル法による計量単位を用いておられますか。計量法（昭和二十六年施行）では、昭和三十四年から一切の計量単位にメートル法を使うようきめています。今からメートル法による計量単位を使うようにしましょう。

国民皆保険実態調査に協力を
提出は六月中に

明三十三年から市民の皆保険実施を目ざし、現在全市民を対象に医療の実態調査を行つています。国民健康保険については、前号の時報に解説しましたが、本号では調査票の記入についての要項を掲載します。

一度ご記入下さつた方はもう一度確めていただくと共に、まだご記入下さつていない方はこの注意事項をご覧になつて正しく記入していただくようお願いします。

○世帯構成員氏名の欄には現在同じ家庭にお住みになつている方全員を記入する。

○続柄は、世帯主を中心に妻、長男、二男、長男の妻、長男の長男というように記入する。

○職業または勤務先の欄には、大阪府地方課、農業、乾物商、電気器具商というように、具体的に記入する。

○健康保険及びその他の保険の種類の欄には、自分が現在持つている保険証をよく調べて、職域健康保険、国民健康保険、日雇健康保険など各保険別に、生活保護をうけておられる方は生活保護者、身体障害者の方はその欄を○でかこんで下さい。

なおこの調査は六月中にもよりの自治振興委員宅へ、お届け下さい。

古文化財を守ろう
発掘前には届出を

大阪府では埋蔵文化財をみだりに掘らないように市民に望んでいます。

これは最近埋蔵文化財が届出なしに掘られることが多くなつたためで、これらの文化財は埋つている時の状態がわかつてこそ学問的な価値が高められますが、みだりに掘り出されたものは、古いというだけの価値しかありません。このため、文化財保護法によつて、これらの文化財の乱掘を防止しています。

当市の東山一帯には古墳や塚などが多数あります。

古墳や塚などを、調査或は工事などで掘つたり、壊したりする場合は、文化財保護委員会で定められた書式によつて、発掘をする日の三十日前に文化財保護委員会に届け出なければなりません。

またこれと同じ届出を府の教育委員会にも、更にその一週間前に提出しなければなりません。

地元の皆さんのご協力をお願いします。

府中小企業特別融資案内

府では中小企業の事業資金の融通を円滑にするため、特別融資を行います。今回の融資は総額八億円取扱金融機関は大和銀行で信用保証は大阪府中小企業信用保証協会で包括的信用保証を行います。

融資対象は原則として府下で一年以上引続き同一事業を営んでいて、資本の額又は出資の総額が五百万円以下、又は常時使用する従業員の数が三百名以下の法人又は個人。融資は一企業について百万円以内で期間は一年、金利は日歩二銭六厘、信用保証料は二十万円（組合の場合は五十万円）以上の時は日歩四厘五毛、これ以上の時は日歩六厘六毛です。

融資の申込は今月十五日までに商工課へおいで下さい。融資条件は確実な担保及び連帯保証人二名がいりますが、これらについて詳しいことは商工課でおたずね下さい。

明るい社会建設へ
社協第一回総会終る

八尾市社会福祉協議会の総会は去る五月二十六日、八尾小学校講堂で開かれ、会員百二十余名が出席、本会の目的である「明るい地域社会の建設」に功労のあつた人たち（二団体、三人）の表彰と、会の育成に尽力された九三名の方々に感謝状を送りました。

当日は市長、助役、市会議員を始め、各市の社会福祉協議会長、久保田代議士等三十名の来賓の出席を得て午後二時に開会、天野会長から当会が発足して以来会員を始め市民の協力を得て、苦難な事業をなしとげ、特に昨年度中は会員の積極的な熱意によつて着々と事業を進めた結果、去る五月二十二日東京で開かれた全国社会福祉大会において本会が表彰を受けました。本年はより一層事業を進めたいと思います。と述べられ、来賓の方々からは、地味な社会福祉事業に尽力され表彰を受けられたことに敬意を表すると共に今後の活躍に期待すると述べられた。

大会議事に入つて、三十一年度の決算、事業について報告され、決算を認めた後、大会議題として❶、福祉会館の建設❷、児童福祉の推進対策❸、社会を明るくする運動の三つが提案され、これらの問題について、それぞれ意見の発表があり、いずれも運営委員会に付託して実現へ努力することになつた。

当日表彰を受けた方は次の通り

個人

板谷良造（木戸）
母が担当する保護司の仕事を常に助け、特に少年院出所の某少年には私費を投じて自動車免許をとらし、就職させ立派に更生させた。

本多淳信（萱振）
昭和二十四年にボーイスカウト八尾第一隊を設置し、健全な運営を続けると共に、青少年指導員として青少年の指導に尽された功績は大きい。

角田礼三（西郷）
勉学の多忙な中にあつて、青少年指導員として、用和子供クラブ、八尾警察防犯子供会の指導に一身を傾注され、その成果は大きい。

団体

常盤地区子供会
旭地区子供会
児童憲章が公布されると同時に地元有志によつて子供会を設立し親子一致して子供会を通じ青少年指導に当られた。その成果は他の子供会の模範となる。

第一回社会福祉協議会での議題発表

重要文化財の指定をうけている十一面観音立像

恩智神社Ⅱ

平安期の観音像を安置
恩智神社下の感応院に

当社は貞観二年正月に従二位を授けられている。昔はその位に応じて位田と食封を給与されていた。大宝令によると、従二位で位田が五十四町、食封百七十戸が給せられている。当社が果してこれだけのものの給与をうけていたかどうか一切不明であるが、従二位を授けられた貞観二年より九十五年以前の天平神護二年に河内丹後、播磨、美作に食封三十七戸があつたことが神祇志料にでていることから当社の財的基礎なり崇敬の度合が察せられよう。

平安時代の初期より神仏習合本地垂迹の信仰が次第に起り神社には盛んに寺が建てられた。「当社の一の御殿御本地は文殊、牛頭天王、普賢、頻利妻女。二の御殿御本地は釈迦、奥之権現、薬師」と古記録に見え薬師堂、金堂釈迦、文殊堂、普賢堂、一重之木塔、観音堂、灌頂堂、鐘楼堂等の建物があつた。これらはその後長く昔の面影を留めていたが、明治元年の神仏分離令により取り毀たれた。ただ一つ残つているものに天川山感応院がある。当社の少し下方、石段を二三十級降りた西側で現在はささやかな尼寺であるが、往時は六坊もあつて当社に奉仕した神宮寺である。

ここの観音堂に安置されている母木観音は、聖徳太子の御作を伝えている、平安初期 弘仁時代の 秀作であつて、明治四十五年に国宝に指定され、旧中河内地区内唯一の国宝仏像であつたが、昭和二十五年文化財保護法が制定され更めて重要文化財に指定された。

この観音は、御丈三尺五寸六分、一木作十一面観音立像である。総体に肉附よく、相好はふつくらとして、口元よくひき締り、顎は豊かに二重になつている、左手は軽く屈してふくよかな胸の辺に宝瓶を把り、右手は長く下方に垂れている。そして肉附豊かな上半身は肌を露わにあらわし、下半身には薄物をわずかに纏い、胸より腰に、肩より手に伝ふ綬帯によつて巧みにまとめられている。この純潔さこの弾力性まことに妙齢の処女を思わしめる。

商工相談

市商工課では市内の商工振興を計るため中小企業主を対象として経済、法規、特許、意匠、税理、経理の諸問題についての相談を下記の通り行つています。また商工診断（仕入、販売、宣伝、接客サービス、店舗の改装など）工場診断（事務、労務、資金、販売、技術、設備など）についても相談していますからご遠慮なくおいで下さい。

曜日	時間	相談内容	相談員
月	1—4	経済・法規	弁護士 赤木 淳
火	10—4	経営指導	商工課員
水	1—4	特許・意匠	弁護士 鈴木武夫
木	10—4	金融	商工課員
金	1—4	税理・経理	計理士 野村稽磨
土	10—12	貿易	商工課員

声

汚泥の始末を

（問）先日農家の方が玉串川の清掃をされ、その汚物を両側に上げたまま放置しています。このため附近に臭気がたちこめ非常にきたない。こんなことは止めるよう忠告されたらどうか。（山本住民）

（答）市内の用排水路の清掃は、現在農家の方が一斉に行い、その汚泥が各所に積まれて、後始末を行つていますが、何分限られた人数のため全地区一斉にできません順次処理しますからご了承下さい（衛生課）

吸取りを確実に

（問）便所の糞尿がつかえて、道にあふれています。これではいくら伝染病を防ごうと掛声をかけても無駄です。市では糞尿、下水の始末、道路河川の清掃に力を入れてはどうか。（一市民）

（答）市のし尿処理は吸取業者に委託している家と自家処理（農家が扱取る場合を含む）とに分けられます。市に申込み指定業者が扱取る場合は、月二回扱取り、ご迷惑をおかけせぬようにしています。

環境衛生についても、衛生課では公共の下水、道路、河川の清掃を行い、薬剤を撒布していますが、家庭の環境整理は皆さんの自主的なご協力をお願いします。（衛生課）

U側溝の清掃を

（問）L型側溝は常に清掃されますが、府道八尾恩智線の両側にあるU型側溝は、余り清掃されず、各所に土砂が積り、水が流れず不潔です。至急処理してほしい。（八尾第一地区）

（答）この件については、府土木出張所へ連絡しましたが、以前市でこの側溝の泥上げを行つている時に附近の方が「子供が側溝にはまつて危険である」との理由で、泥上げの度に埋められたので最近は塵芥の掃除のみ行つています（衛生課）

ごみ取りを丁寧に

（問）自動三輪車でごみを回収される場合、ごみ箱の取扱が乱暴であり、また箱を元の位置に返されないため、市民の苦情が多い。ごみ箱の取扱を丁寧にするよう人夫に注意してほしい。（植松地区）

（答）塵芥処理について大変ご迷惑をおかけして申訳ありません今後このようなことのないよう現場従業員に充分注意します（衛生課）

火焔を揚げる時は届出
火災予防にご協力を

火事と間違いやすいたき火は届出を

農繁期になると田畑で、麦藁などを焼却される農家が多くなります。特に夜間は、火事と間違われる場合が多く、大騒ぎになることがあります。今年に入つてからも火事と誤つて消防車が九回出場しました。農作業・焚火・ごみ焼却など火災とまぎらわしい煙気や火焔を揚げる場合は、日時、場所、理由、責任者を予め消防署または消防出張所へ届けて下さい。（電話、口頭でも結構です）

危険家屋が八六戸

消防署で市内の危険建物を調査しました結果、柱や棟木、土台などが、傾斜、老朽、腐蝕し台風、地震、大雨で倒れる虞れのある家屋が、八六戸もあります。まだこの他に調査もれのものが相当あるものと思われますので皆さん方のお宅でもし破損した箇所があれば被害を受けないうちに早く修理をして下さい。

ガスもれに注意

最近プロパンガスが普及し、使用しておられる家庭も多いことと思われますが、使用法を誤ると火災の原因となりますから次のことにご注意下さい。

（イ）使用後は忘れず各部の「ねじ」をしつかりしめること。
（ロ）ガスのもれているところはないか、常に調べること。
（ハ）こんろは、ボンベーからなるべく離して使うこと。
（ニ）ボンベーは、風通しのよい所に置くこと。
（ホ）ボンベーの附近に燃え易いものを置かないこと。
（ヘ）有効な消火器を備えること。

かぜに注意

ラヂオや新聞でご存知の通り、最近悪性の流行性感冒が全国的に流行し府下においても、また、当市にも相当多数発生しています。

今回の病原菌はビールスといわれA五七型で現在のところ予防薬がまだ発見されていません。（普通のかぜの予防注射は六〇パーセント程度しか効果がありません）もしかぜのような症状がありましたらすぐに医師の診断をうけて下さい。早期発見による治療と流行の防止が必要です。

かぜの伝染経路は口と鼻ですから、用事のない時は多数集合する場所への外出はなるべくさけ、外出先から帰つた時は、必ず〝うがい〟をして下さい。

過労は病原菌に対する抵抗力が弱りますから、過労にならぬよう十分注意して下さい。

慰霊祭終る

当市出身の戦没者二一五六柱をまつる合同慰霊祭は、当市の仏教会のご協力によつて去る五月十九日八尾小学校講堂で行われました。当日は小雨降る日にもかかわらず来賓、遺族が多数参列され、広い講堂がぎつしりとつまつた。午後二時当市仏教会の参堂につづき、三帰偈、敬白文、祭文につづき来賓の弔辞があり、全遺族の心からの焼香が長く続き遺族代表の謝辞があり午後四時慰霊祭が終つた。